

明和町電子入札運用基準

平成19年10月1日

1 目的

この基準は、ぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を用いて、明和町（以下「町」という。）が実施する入札及び入札に関する事務取扱について、地方自治法、同法施行令、明和町財務規則（平成12年3月31日規則第13号。以下「財務規則」という。）並びにその他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象案件

この基準に定める対象案件は、設計金額20,000千円(税抜)以上とする。

対象案件は、明和町建設工事入札審査会（以下「審査会」という。）が決定する。電子入札の拡大のための試行等、審査会が特に必要と認めた場合は、前項の規定に係わらず本基準を実施できるものとする。

3 用語の定義

この基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 協議会 本システムを開発し、運営する主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC（公共事業等支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。
- (2) 利用者 本システムを利用する個人または法人をいう。
- (3) ぐんま電子入札共同システム 明和町が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。本システムは次のサブシステムから構成される。
 - 電子入札システム 入札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム
 - 入札参加資格受付システム 入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム
 - 入札情報公開システム 発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム
- (4) 電子入札 本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積合わせに関する業務をいう。
- (5) 紙入札 本システムを使用しないで、従来の紙による入札書、見積書

を使用した入札及び見積合わせに関わる事務をいう。

- (6) ICカード 電子署名法及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。
- (7) ID/パスワード 本システムが、利用者を特定するために発行するID/パスワードをいう。協議会は、明和町の職員に対して本システムの利用の権限に応じたID/パスワードを発行する。協議会は、入札参加資格者名簿に登載された業者に対して、入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用と、入札に参加するための入札用の2種類のID/パスワードを発行する。
- (8) 発注担当者 明和町において、発注にかかる業務を担当する者をいう。
- (9) 契約担当者 支出負担行為を担当する者をいう。
- (10) 受注者 本システムを用いて入札を行う者及び入札参加資格申請を行う者をいう。

4 電子入札による紙入札の取り扱い

発注担当者は、電子入札案件については、4-1、4-2に示す場合を除いては、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）の紙入札による参加を認めないこととする。契約担当者は、入札参加者が紙入札による参加を希望する場合は、紙入札参加申出書（様式1号）を入札書受付締切日時までに提出させなければならない。また、発注担当者は4-3に示す場合は、入札参加者に対し紙入札による参加に変更出来るものとし、変更した場合は紙入札移行通知書（様式2号）により変更となる入札参加者に対し通知をしなければならない。なお、いずれの場合も入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの場合であっても、該当の入札書は開札しないものとする。

4-1 当初から紙入札での参加を認める基準

- (1) WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける発注案件（以下、「WTO案件」という。）の場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- (3) その他、契約担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

4-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

- (1) 15-2に示す場合

4-3 発注担当者の責による紙入札への変更の基準

- (1) 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合
- (2) 15-1に示す場合で、発注担当者が紙入札による執行が必要である

と判断した場合

なお、上記（２）の場合については、入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの場合であっても、当該の入札書は開札しないものとする。

5 調達案件の設定等

5 - 1 各受付期間等の設定時間

発注担当者が本システムに発注案件を登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うこととする。

- （１） 入札書受付締切時間は、開札予定日の前日の午後４時を基準とする。
- （２） 建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）第２０条及びWTO協定等に定める時間については、指名の通知又は入札の公告を行った日から入札書受付締切日までの期間とする。
- （３） 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定する。
- （４） 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の３日前を基準とする。
- （５） その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

5 - 2 入札説明書等の電子ファイルの形式

発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、書き換えのできないPDF（Acrobat 3以降のバージョン）により作成することとする。工事（業務）費内訳書（以下「内訳書」という。）申請書等の入札参加者が提出のために、編集を要する場合については、次の電子ファイル形式により作成することとする。

- （１） Microsoft Word Word 97以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- （２） Microsoft Excel Excel 97以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- （３） 一太郎 一太郎 6.3以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- （４） テキストファイル 拡張子TXT又はCSV（カンマ区切り）

電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIPまたはLHA形式を使用することとするが、自己解凍式（exe形式）は使用しないものとする。

5 - 3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

発注担当者は、告示日または公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに再登録を行うものとする。

- （１） 修正が必要となった案件は、新規調達案件として登録する。
- （２） 既に登録している修正が必要な調達案件に参加できないよう、以下の

措置をとったうえで調達案件登録すること。

修正する調達案件に対して参加資格確認申請が行われるのを防ぐために、参加資格確認申請締切日時を受付開始日時の1分後に変更する。

件名に修正登録を行い、修正する調達案件である旨を入札参加者に示す。

6 参加資格確認申請、内訳書等の提出方法

発注担当者は、電子入札発注案件において、一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式、工事希望型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者(以下、「入札参加希望者」という。)に対して、原則として、本システムによる参加資格確認申請等を求めることとする。また、案件により内訳書等の提出を要する場合についても同様に本システムによる提出を求めることとする。

6 - 1 関係書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、入札参加希望者または入札参加者(以下、「入札参加者等」という。)に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として、書き換えのできないPDF(Acrobat 3以降で、発注者が認めたバージョン)による作成を求めることとするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイル形式についても認めることができることとする。

- (1) Microsoft Word Word 9.7以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
 - (2) Microsoft Excel Excel 9.7以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
 - (3) 一太郎 一太郎 6.3以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
 - (4) 画像ファイル JPEG形式、GIF形式、TIFF形式
- 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP又はLHA形式を使用することとするが、自己解凍式(exe形式)は使用しないものとする。

6 - 2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく郵送もしくは持参による提出を求めることとする。

- (1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でないと思われる場合

6 - 3 ウィルスの感染

発注担当者は、提出された電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、端末機に保存の後にウィルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。

発注担当者は、提出された電子ファイルがウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告すると

もに、当該電子ファイルを提出した入札参加者等と関係書類の提出方法を協議することとする。また、当該入札参加者等に対し、ウィルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導することとする。

7 内訳書の内容の確認

内訳書の内容の確認は、入札書受付締切日時後に事前に確認することができるものとする。

事前に印刷出力した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで発注担当者の注意をもって保管するものとする。

前項の確認の結果、積算が適正にされている者に落札を決定する。

8 入札説明書・調達案件内容に関する質問回答

8 - 1 質問

発注担当者は、入札参加者等からの発注案件に関する質問は本システムにより受け付けることができるものとする。

8 - 2 回答

発注担当者は、本システムにより受け付けた入札参加者等からの質問に対する回答は本システムにより行うものとする。

9 入札

9 - 1 入札の辞退

入札参加者は、当該入札を辞退するときは、入札書の受付期間内に本システムにより辞退しなければならないが、システム障害等のやむを得ない時由に本システムより辞退することができない場合は、入札書受付締切日時までに入札辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

9 - 2 紙入札による場合

入札参加者は、紙入札による場合は、入札書を封筒に封入のうえ（必ず封印すること）入札書受付締切日までに持参しなければならない。また、係る封筒の余白に、必ず「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載すること。

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

提出された入札書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで発注担当者の注意をもって保管するものとする。

9 - 3 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する入札の場合は無効とする。

（1） 内訳書・工事見積書（以下、「見積書」という。）の添付を必要とする

- 案件の場合で、内訳書等の添付が無い場合
(2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

10 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うこととする。

発注担当者は、開札における立ち会いを次のとおりとする。

10-1 立ち会い

- (1) 入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなければならない。
- (2) 開札に立ち会う者は、入札執行者の指示があるまで入札会場を退場することができない。
- (3) 入札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係の無い職員を立ち合わせるものとする。

10-2 再度入札、不落随契等

発注担当者は、落札金額を入札したものがいなかった場合には、参加団体の規定に基づき再度入札、再々度入札または不落随契(以下、「再入札等」という。)を行うことができる。

10-3 くじの実施

発注担当者は、落札となるべき金額を入札した者(以下、「落札候補者」という。)が複数あり、くじによる落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値を用いた本システムによる電子くじを実施する。紙入札による場合は、紙入札者が決めた任意の数値を入札執行者が本システムに入力することにより行う。電子くじを行う案件については、案件情報登録時にくじの方法を電子くじにより行う旨を明記することとする。くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、を当該案件の入札参加者全員に通知し、くじ実施後に落札決定通知書を発行するものとする。

11 落札者の決定

入札執行者等は、落札者の決定を確認したうえで、執行担当署名があるときは、当該立会者署名を付加し、本システムにより落札者決定通知書を送付するものとする。

開札結果は、設計図書及び契約書等と一括して保管し、開札結果に当該開札処理に立ち会った職員に立会人として記入押印させる。

12 落札決定の保留

低入札価格調査基準価格を設けた場合において低入札価格調査を実施する必要が

ある場合は、落札決定を保留する。

入札執行者は、落札決定の保留を確認し、保留通知書を電子入札システムにより入札した者全員に送信する。

低入札価格調査を実施して落札者が決定した場合には、11に示す場合によるものとし、開札結果は、設計図書、契約書等と一括して保管する。

1.3 入札参加者のICカード及びパスワード

1.3-1 電子入札に使用できるICカード

明和町の電子入札に参加できる者は、明和町の入札参加資格（以下、「入札参加資格」という。）を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。

1.3-2 ICカードの名義

ICカードの名義は次のいずれかであること。なお、委任する場合には、委任を行う明和町に対して委任状を提出すること。

（1）入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者

（2）入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札・見積契約に関する委任を受けている者

1.3-3 ICカードの失効

本システムに利用者登録したICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合、ICカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。

ただし、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に参加することができる。

1.3-4 経常建設工事共同企業体におけるICカードについて

経常建設工事共同企業体（以下、「経常JV」という。）用に利用者登録可能なICカードは経常JVの代表構成員の代表者又は、代表構成員の代表者から委任された者のICカードとする。経常JV用として利用者登録したICカードは、代表構成員が代表構成員用として利用者登録することはできない。

1.3-5 特定建設工事共同企業体におけるICカードについて

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に利用者登録可能なICカードは特定JVの代表構成員の代表者または、代表構成員の代表者から委任された者のICカードとする。

1.3-6 権限のない者のICカードが使用された場合の取り扱い

入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

1.3-7 パスワードの管理について

契約担当者は、入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、6ヶ月に1度更新するよう指導するものとする。パスワードを失念した者には、

パスワード再発行申請書（様式3号）により、遅滞なく再発行の手続きをとらせるものとする。

1.4 不正行為等

契約担当者は、入札参加者がICカード、ID/パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出等の不正行為により入札を行った場合、その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

1.5 システム障害等について

1.5-1 明和町等のシステム障害

本システムのサーバー、ネットワーク及び関係機器・施設等、もしくは明和町のネットワーク及び関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。この場合は、本システムで連絡するとともに、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要事項を連絡するものとする。

1.5-2 入札参加者側の障害

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（ポロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要があれば入開札業務の延期、紙入札への移行等の処置を行うこととする。この場合は、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。